

## 現代日本社会と規制緩和の論理

—本間重紀『暴走する資本主義』に関する一つの感想—

山本義彦

- I はじめに—構成、そして何故取り上げるか
- II 本書の基調は何か
- III 本書の背景に関する評者の認識
- IV 本書をどのように読むか
- V 経済学と法学を架橋する

I はじめに—構成、そして何故取り上げるか

まず最初にお断りしておきたい。筆者はいわば「規制緩和」に関する政策論については、門外漢と言ってよい。しかし今回、本

間重紀氏のご著書『暴走する資本主義』（花伝社、一九九八年）が刊行されたことに深い関心をもって迎えた一人として、また経済学のアマチュアとしての感想を述べさせていただくことにしたい。非専門ということでは評者は本書に依拠した、あるいは引用によって評するという手法は徹底的に取らないことにする。この問題に関心を寄せる、読者として読んでの感想にとどめようと考えている。とはいえ、一日本経済史家として、現代の日本政治が中核的作業として推し進めている「規制緩和」の諸政策が歴史の文脈に照らして、いかなる位置を持ち、かつその正当性や妥当性があるのか、またその妥当性がどの程度にあるのかを検討する手

がかりとして、本書を読んでみたいと考えている。

逐一の紹介と検討を行わないので、読者の便宜のために本書の構成を示しておきたい。

はじめに

1章 猛威をふるう「規制緩和ファシズム」—— 社会法の

解体

一 規制緩和とはなにか

二 規制緩和の基本的考え方

三 支配戦略としての規制緩和

2章 規制緩和と大店法 —— 消える地元商店街

一 大店法緩和をめぐる新たな動向

二 国際化時代の流通規制

三 日本的流通と大店法 —— 競争と規制・計画と人権をめぐって

3章 規制緩和と国民生活 —— あらゆる分野に及びはじめ

た規制緩和

一 規制緩和と労働者

二 規制緩和と「司法改革」

三 規制緩和と著作物再販 —— 憲法と独禁法

4章 規制緩和と独占禁止法 —— 独禁法の強化か緩和か

一 日米構造的障害協議と独禁法強化の意義と限界

二 独占禁止法の基本性格 —— 独占禁止法の「再評価」

三 持株会社解禁は何をもたらすか

5章 規制緩和と日本の再編 —— 市民主義的福祉国家のた

めの対抗戦略

一 改革のための法戦略

二 自由・平等・友愛をめぐる

終章 幻想としての規制緩和

あとがき

この構成を一瞥するだけで、著者が本書に込めた意図は何であったかが鮮明であろう。この臨調・行革以来二〇年近くにわたって展開している日本国家の「規制緩和」政策が一体国民にとって真に有益なものであるのかどうかを、総点検しようというわけである。そしてあるべき、または目指すべき日本社会の理想を「市民主義的福祉国家」に求めるという立場である。また独禁法の長年にわたる研究者としての著者ならではの規制緩和問題を「独禁法」

の骨抜き化＝解体の歴史とかかわらせて展開しているところに本書のもう一つの、かつ焦点的な課題設定の方法が見られる。しかもこの著作が市民や業者向けの講演であったり、片や専門学会での報告であったりしたものを体系的に整備収録している点でも、本書の高度な専門性と社会的実践の統一的結晶物であるという類書に数少ない作品であることは重要な特色として確認されよう。

そればかりか、まさに専門学会での著者の報告内容そのものが同時に市民へのアピール文章の内容と違わずに展開できるという点で、いわばその専門内容の市民への啓発が可能であることを裏に見事に示しているということにも本書の積極的意味と著者の力量の大きさが認められよう。

評者が本書に学ぼうとする意識の底には、近代日本経済史の研究を行う者の一人として、戦後の経済改革という民主化課題が今日、総攻撃を受けているという認識があり、その総攻撃に對置される戦略は一体何であろうか、何であるべきかという関心からである。少し以前の話であるが、円高が高進し、まさにバブル最高潮の時期、一九八七年一月の日本経営者団体連合会労働問題研究委員会報告がいみじくも語っていたように、当時、資本の活動が労働法、労働省による時間規制を受けながら、かつ円高の故に国

際的には見かけの賃金水準が最高となるそのような時期、同報告が述べていたことに筆者は大変関心を抱き、かつ規制緩和の大キャンペーンの意味をあらためて認識させられていた。いわく、日本では労働規制があるためにアジア諸国ではもっと多く働く低賃金労働力が無限大に存在しているのだから、資本に対して海外進出をやめろと言われても、困る。資本の立場からは長時間、低賃金

労働が存在していれば当然そこで活動して何が悪いのか。そしてそれを阻害する労働省の干渉や労働規制は是非とも撤廃して欲しいと赤裸々かつ切々と訴えていたのである。特に労働時間規制は無意味であり、労働医学的に見ても個体差があるのを一律規制するのは正しくない、要するに働きたい人がいれば働いてもらうて当然ではないかというのである。まさにあけすけな資本の論理であろう。そして近年の労働法制の改訂においてこの要望に応えるかのように変形労働時間制の容認と、男女雇用機会均等法の趣旨に合わせるといふ打ち出しのもとで展開した女子労働時間規制の撤廃へと転換させられていたのである。今一つ評者が当時、気にしたことは日米構造協議なるもので展開された日本の諸規制に對する解除を要請するアメリカ側の圧力であった。大型店舗の地域展開に對する諸規制が、一面では地域経済をささえるための、

また他面では社会的諸矛盾への配慮をも含む内容を持つものであることは見られやすい。しかしそうした諸規制はアメリカ側の参入への阻止的效果を発揮するばかりか、実は日本側的大型店舗の出店に対しても規制的に働いてきたことは当然であった。つまり日米構造協議の中で登場したそうしたアメリカ側の要請は同時に日本側の大資本の要請をも反映する側面を持つものであった。こうした観点から評者も編著『近代日本経済史』（ミネルヴァ書房、一九九二年）、第十一章において論じたことがあった。

評者はむろん日経連の立場に与みするわけにはいかない。例えばそもそも労働時間規制は長い人類の実践の中から積み上げられてきたのであり、まして男女雇用機会均等法の名の下に、性差を無視した深夜労働に及ぶ女性の酷使は許されざるべきことは、第一次世界大戦以来のILOの勧告が示したところであった。評者はこの赤裸々と言えば赤裸々な、まるで『資本論』から飛び出したような資本の論理（絶対的剰余価値の獲得）の表明にはいささかあきれもしたし、まさに資本主義の日本型とでも言うべき真相を知る思いがした。また近年では静岡県薬剤師協会にかかわっている人から、規制緩和の対象として医薬品の販売がスーパーやコンビニエンスストアでも許可されることに對して、どのように

見るべきかということを開く機会があった。彼等の専門性の否定であるばかりか、国民の健康保全の問題として無視し得ない論点がそこには孕まれていた。さらに近年益々発展してきたトラック便輸送業務も規制緩和の一貫として個人営業が可能とされ、そのために人権の自己否定とも言うべき働きづめ、超長時間労働と過積載で事故の危険にさらされている人々の実態を知り、かつ彼等に講演する機会があった。

何れの事例も一般市民にとっては、「便益」が供されているように見えるし、事実、共働き家庭の広まりにとって、職場から帰宅して以後の荷物の受け取りが可能になったり、終夜営業のコンビニでちょっとした医薬品が購入できるのは都合がよいようにも見える。しかしそれには身を粉にして働く人の、事実上無権利状況の労働が前提となっているということ、また同時に便益を求める消費者側の労働の在り方を考慮すれば、果たしてそうした「効率主義」の追求が正しいことかどうかが問われなければならないし、とりわけて専門技能と知識を必要とする職務の否定が持つ社会の危うさを無視し得ないと評者は考えてきた（これにかかわって山本義彦「規制緩和で日本経済はどうなる」運輸関係労使セミナー講演報告書『第二一回労使共同セミナーの記録』中央労使協

議會、一九九七年五月)。評者のスタンスは規制緩和と一般が正しいということではなく、その規制のよって来る歴史的諸要因に鑑みて、人々の安全で健康な文化的生活を営む(日本国憲法第二五条)ために機能すべき規制、またその歴史的歩みを通じて形成されてきた規制をも破壊することは正当性を何ら保証できないということである。その点では、規制敵視論の立場はとらない。

## II 本書の基調は何か

さっそく述べるべき第一の点は、本書が社会科学の真髄とでも言うべき王道を歩んだ成果であるということである。評者はかねがね社会科学が社会科学であるゆえんは、その実践性にあると感じてきた(むろんここにいう実践性とは学問上のそれであること、そして人々の利害状況を包み込みつつ展開されるべき政策論的アプローチを構想することである)。つまり主張者の立脚点がいかなるものであるかを如実に表現しているということである。本人がたとえ、「客観性」を標榜していようと、それは実は自己を偽ることもなるだろう。その面が本書では随所に示されていると思われた。特に大規模店舗の地域展開に関する規制問題とマ

スメディアと再販価格維持制度の意味に、それは特に感じられたのである。再販価格維持制度が規制緩和の名の下に撤廃されたら、どういうことになるか。むろん競争原理が出版業界を覆い尽くし「売らんかな」主義一本槍の出版物が書店を今より一層占拠するばかりか、専門性の高い学術的に意義ある著作物の出版がますます困難になるということである(悪貨は良貨を駆逐するというべきか)。今日でさえも、出版業界は販売店を含めて苦況に陥っているものであり、それ自体は思想表現の自由、出版の自由を実質的に解体することになるであろう。

第二に、本書は学界の最先端で、非科学的な支配体制がいかにも科学性と公正さを装おって、国民に対して欺瞞的に規制緩和を合唱していること、しかも「規制緩和」という、人々に承認されやすい表現形式をとって実は乱暴にも市民生活の不安定化を引き起こし続けていることを遺憾なく批判していることである。またこれを先進資本主義諸国で共通に見られる「規制緩和」の動向を所与の前提としつつ、実は日本的近代・現代社会の特殊性を色濃く帯びた特殊日本的「規制緩和」の動向を分析するという、明確な意識を提示した方法論を打ち出している。

III 本書の背景に関する評者の認識

評者は、もう二〇年も以前のことであるが、著者と共同して、静岡市内の大型店舗の出店問題に取り組んだ経験を持っている。当時、焼津市や藤枝市の人口規模当たりの大型店舗を含む（一人当たり）売場面積比率が、静岡市よりも高く、その面では、静岡市が小売販売の「後進地帯」ということに考えられ、またそのために全国的に見ての物価高が引き起こされているとして、大型店舗の出店を認めることが消費者利益に合致するという主張が声高に叫ばれていた。どういうわけか、静岡市の物価高が問題とされる際に、全国と対比してこの地の地価の相対的な高さなどが捨象されがちであり、また地域最低賃金の相対的高位性も捨象されている場合が多いように評者は感じている。独占禁止法の専門研究者としての著者は、その際に種々の検討すべき視座を、提示していたように思われる。それは第一に、特定地域社会の商業者活動は一面では生業者、生活者としてのそれであること、また第二に、地域社会の経済生活を維持し発展させるといふ課題は、生業者にも消費者（同時に生業者でもあり得る）にも均しく存在している課題であること、第三に、地域社会は経済活動体として

のみに意味があるのではなく、生活・教育環境に対しての配慮を有すべきこと、その際に、生業者の生活を守ると言う視点と、消費者のより安価かつ安全な商品を購入したいとする意識とは、本来矛盾すべきものではないが、それを意識的に対立的に捉える手法が地域社会の大型店出店問題での方向付けにしばしば見られること（政府の規制緩和方針という「社会的規制」の分野）、第四に、そこから実に見事に地域の生活者としての商業者と同じく消費者にとっても、生活環境の破壊の危険性を生じる課題には、協力・共闘が可能であること、その端的な課題としては、学校教育環境に関連しての問題点を見定めるべきことをいち早く問題提起していたように思われる。つまりこの視角によって、大型店舗が例えば、学校施設の近隣に立地する場合、地域住民にとっては青少年の生活環境を保全する課題からはおよそ似つかわしくないことを浮き彫りにされたのである（これらに関しては当時『大型店問題を考える』一九七八年という小冊子にまとめたことがある）。本問氏の議論は、この地域生活者としての、別の言い方をすれば消費者としての地域住民と共に生きる、同じく生活者としての小商店経営者の生活権（生業権）擁護の課題と地域住民との共存共栄の課題を破壊する可能性の高い大規模小売店舗の地域への出店

をいかに考えるかという視点を抜きにはできない。そうした認識が著者の生活体験としての生業を営むことへの熱い眼差しある発言として、時には大店舗に対する怒りをも込めた迫力ある発言や認識となっているのである。またそれは同時に地域の生活者にとつ

ての大店舗の出店がいかなる意味で利点を提供するかという論点に関しても慎重な姿勢を示す要因でもある。というのは、現実には大店舗は自己都合による出店を行っているに過ぎず、地域での収益を上げられないと見るや大店舗の社会的責任を置き去りにして撤退や閉店を繰り返すのが現実であり、その結果出店により閉店を余儀なくされていた地域商業者の復活は事実上困難であるということに関わっている。事実、そのことが高齢者には極めて不便な結果を招いている。筆者が知るところ、静岡県焼津市や藤枝市は一九七〇年代に大型店舗の出店により地域商業の活性化が進んでいたとされているが、その後の現実は大形店の閉鎖と撤退の結果都心部の優良地が寂れているという事実を知っている。これはこの地域に限ったことではない。全国にも見られる通りである。大資本の地域進出のエゴイズムが企業城下町の盛衰を決めていることも、重化学工業の事実によっても知られるところである。問題は一時的に消費者に利益を供与しているかに見えるこうした出

店のもつ危うさへの認識がいかに大切かを示すし、近年の大店法の廃止が今後に及ぼす問題性をここからもある程度推測が可能であろう。こうした出店規制の緩和が地域住民に本当に貢献するものではないというのが著者のメッセージであろう。

第五に、これが本来の独占禁止を研究する法学者としての課題であろうが、大型店舗の出店が果たして安価で安全な商品を住民に供給できるのかどうかという問題に関しても、筆者は大変教えられたことを覚えていた。むろん筆者も経済研究者の一人でもあるので、当然、流通過程＝商業行為でもっぱらその要した価値を下回るような商品提供を図る業者がこの世に存在するということは経済学的には、とうてい無理な話であるから、実は大型店舗の出店が地域に安価な商品を提供し、消費者利益になるのは論ずるまでもない式の判断を根拠づけるものはないと言わなければならない。むろん「規模の利益」が発生する点で、零細小商店経営者よりも価格的に有利な位置を占めることは認められるし、大規模なるが故の消費者サービスの一環としてのアメニティ提供（買い物時の子どもの「遊び場」、多様な商品を一挙に同一の場所で購入できるなど、それに環境問題を含みつつも、包装のより衛生的に見える「美麗」等、それは同時に過剰包装問題にも転化しうる）の可

能性もより優位であろう。後者の点では、小零細事業者は組織化して対抗する必要が生じるはずである。またマンツーマンのサービスでは大規模店舗は小零細商業者には勝てそうもないが、著者はこれに関しても鋭い分析視座を提供していた。現に評者は当時の経済企画庁調査によって、I・Y社という大型店舗が出店に際しては、目玉商品を揃えるなどして顧客サービスに努めながら、いったん地域社会の販売市場を占拠するや、価格の引き上げの挙に出ることを示していた。また大型店舗が相対的に小売生業者の商品よりも安価に提供するのは、野菜などの生鮮食料品の新鮮度とより安価な提供というよりも、実は大工場で生産可能なインスタント食品、缶詰食品などに限られることを明確に示していた。これは一九七六年時点の経済企画庁や日本生活協同組合連合会調査によって明らかにされていた。また一般的にも競合地域では価格を安めにし、いったん商圏を掌握すると価格を高め設定するということもよく知られていた事実であった（藤沢市でのケース等一九七四年や『国民生活白書』一九七六年版）。

本間氏のこの貴重な学問的実践と社会との切り結びの姿勢、そして地域生活者の視点は、本書でも一貫して流れているモチーフであるだろう。

#### IV 本書をどのように読むか

評者が本書を読んで極めて感銘を受けたのは、規制緩和という政策動向が、いわば「規制緩和ファシズム」の色さえ示している危険性への警告であった。一九九三年八月以来のこの数年間のいわゆる連立政権の時代は、全ての施策が、いかにも「正義の味方」であることを過度に強調し、その内容の吟味を歴史的検証をも踏まえて国民に提起することなく、「実行あるのみ」式の政治的実践となっていると評者は考えてきた。それに抵抗感を持つ正当な主張さえ、それは「反動」「守旧派」のレッテルさえ捧げられてきたのである。例えば、評者もかつて「朝日新聞」（一九九三年八月七日付「論壇」、この日は細川内閣の誕生日だった）で論じたことであるが、細川非自民連立内閣の「政治改革」≡小選挙区制の導入という一面化がいかに政権政党ばかりか野党勢力の体質を換骨奪胎し、政治の民主制を破壊してきたかは自明であろう。そして人々の選挙権行使の選択幅を狭め（政党間の政策的相違や対立点が不鮮明なことによる）、投票所に足を運ぶ人々を大幅に減少させるなどの国民主権破壊に繋がってしまったのであった（投票率の低下は特に非自民連立内閣成立時代の特徴となった）。



この点では、投票率の上昇と政権から距離を取る党派への支持率の上昇を記録した一九九八年参議院選挙は、そうした政治家たちの反動的もくろみを超える人々の反乱でもあるわけである。それと同じほど狡猾な手法をもって政府・財界が強行している「規制緩和」の方向性の問題を、私たちはどのように批判的に捉えればよいのであろうか。

まやかしと誤魔化しとでも言うほかない論理が、「規制」を、かの「経済的規制」と「社会的規制」に二分化して論理付け、前者は基本的に「原則廃止」とし、後者は可能な限り縮減せよという語り口はいかにも科学性、客観性を装っているかに見えても、実はそうではないことを暴露することは極めて大切な視角であろう。著者はそれを展開している。そもそも「規制」をこのように二分化する論理は「規制」の内実からしてあり得ないものである。あるとすれば、人々の生活を安定させる上での必要な規制であるか、企業間の利害調整をまっぴらこととするカルテルのような規制であるかということではないだろうか。つまり独占規制力を何ら変更することなく、人々の暮らし向きに関わっての規制緩和がいかにも多く、かつ人々にとって不利な状況に落とし込まれるかという問題である。しかし著者が暴露しているように、

#### 現代日本社会と規制緩和の論理

要するに支配体制としては、全面的な規制撤廃に走ることで、国民にとっての必要な規制を廃止して、搾取・収奪領域を無制限にするというところに基本的なねらいがあると見て間違いないであろう。金融機関の分野を超えた参入を保証する近年の「ビッグバン」の場合のように、稼ぎの対象領域の拡大と競争がねらいであるのに、国民には金融機関の競争で消費者サービスに繋がるという一面のみが喧伝され、逆に弱小のみならず大金融機関さえも経営不安定化と消費者損失を招く側面への理解は得られていないことも事実であろう。これらを貫く一つの論理として、グローバル・スタンダードに日本の経済活動を沿わせるという論理もある。しかしこの「グローバル・スタンダード」なるものも実は和製英語であることはよく知られている事実であり(植村幸生「グローバル・スタンダードの合唱とOECD国際規格への対応」関西唯物論研究会『唯物論と現代』二三号、一九九八年一月)、その本質はアメリカン・スタンダードとも呼ぶべきアメリカ独占多国籍大資本にとっての参入障壁を撤廃させたいとの、かの「日米構造協議」(Structural Impediments Initiative「構造障害」)に際してのアメリカ側の認識ともかかわっているという事実を無視してはなるまい。むしろそれは同時に日本の独占資本にとって

の国際活動領域の確保とかかわつてもいる。有り体に言えば、日本独占資本の活動領域を確保するためにこそ日本国内の経済活動の「国際化」＝アメリカへの密着度を高めるとの意図とも関連していると思われるべきであろう。

むしろ結果として、最近の大手証券会社や金融機関が倒産した後には海外金融機関がそれを買収したり、金融機関相互の合併が急進していることに見られるように、ますます強大な金融機関づくりを本来の趣旨としたビッグバンであることは、見やすい事実であろう。その意味では、六、七〇〇億円の公的資金の注入による住宅専門金融会社救済措置に始まり、一九九八年後半、ついに金融機関に対する六〇兆円の公的資金のつぎ込みに至るプロセスに示されているように、一九九七年一月時点の国会では都市銀行が必ずしも公的資金に依存せずともそのバブル不良債権の処理可能という事実が示されている。しかも全国銀行協会長（東京三菱銀行岸頭取）自ら公的資金の助成に消極的であったにもかかわらず、助成が決定していったように、そもそも目的が金融ビッグバンに備えての国際競争にうち勝つための政府による「支援」の色彩が濃厚となっている事実は疑う余地はない。また大蔵省のホームページでも金融ビッグバンの目的が強大な金融機関の創出にあ

り、そのための国内業界の建て直しにあることがうたわれているのである。大蔵省のホームページからその事情を語らせよう。

ビッグバンの背景

①我が国金融の自由化・国際化の進展

バブル経済以前の我が国経済は、企業の資金調達の変化、国債市場の拡大等を背景に、金融分野の自由化が進められてきた。例えば、預金金利の自由化、子会社形態による証券・銀行の相互乗り入れ等の規制緩和が進展しました。

②バブル経済の発生・崩壊

一九九〇年を以てバブルが発生、崩壊していく中、金融機関における不良債権処理は、喫緊かつ重要な課題となってきました。

このようにバブル崩壊後に各種市場問題が顕在化する中、マーケットルールやディスクロージャーの徹底、監視機能の強化が図られました。また、地価下落の中、金融機関の不良債権処理・破綻処理が行われ、処理スキーム・法制度が整えられました。

③欧米市場との比較

一方、欧米の金融市場はこの間着実に発展を続けていました。

アメリカはS&L危機等を取り切り、経済も金融・証券市場も順調に拡大しています。欧州では、今世紀末には統一通貨「ユーロ」が実現します。外国為替取引や株式取引における東京、ニューヨーク、ロンドン市場の状況をも、最近においては東京市場は他の市場に比べて、伸び悩みがみられているのも事実です。また、主要国の個人金融資産を見ると、我が国はアメリカに次いで二二〇〇兆円もの額に上っています。これらの金融資産が我が国経済にとって有効かつ効率的に使われ、国民にとって有利な運用である必要があります。こうした背景を受け、我が国金融市場を二〇〇一年までにロンドン、ニューヨーク並みの国際金融市場として再生するための「金融システム改革」すなわち日本版ビッグバンの必要性が認識されました。

しかも驚くべきことは、今回の公的資金の注入に関しての『朝日新聞』一九九八年二月八日付の調査でも、地方銀行の七割が公的資金を要しないと認識していることであろう。にもかかわらず、そうした施策が大手を振ってまかり通っている事実は、経済の活性化を図るとか、透明性の高い経済運営、規制緩和、自由競争、公平性という大合唱にも背を向けていると言わざるを得まい。

#### 現代日本社会と規制緩和の論理

念のために、一言すれば、住宅専門金融会社の不良債務の公的資金による救済六七〇〇億円が決定される直前の経済企画庁一九九六年の年末回顧が公的資金による救済がモラルハザードを招くので、好ましくないと明言していたにもかかわらず、そのごいっさい「専門」官庁としての責任ある弁が見られないことであろう。いいわけは可能である。何しろ「国権の最高機関」で決定されたことを粛々と実施していくのが官僚組織の責務だ、と。しかしこれでは「専門」官庁は行革の対象とされてしかるべきではないのだろうか。「専門」性の放棄そのものであろう。筆者はあらためて想起すべきこととして、一九二七年の金融恐慌に際して基本的には銀行界の自助努力によってその整理再編が実行されていたこと、その際に銀行法の制定が極めて有効な手段として機能したことである。人口規模による銀行資本の最低金額の制定と、銀行役員の事業活動兼職禁止規定、そして大蔵省による監督権限の強化がその中核であったということである。しかも銀行法による再編は同法施行から五カ年間の時限を設けて実行されていたし、不良資産処理には基本的には経営者の自己責任制を明確にしていたことである。

それに評者が感銘を受けた今一つのこと、すなわち戦後日本社

会の特殊な歴史的構造が、近代市民社会的規範力を充分に發揮することなく、現代資本主義、つまりは國家独占資本主義的支配秩序に呑み込まれてきたために、社会的保全のための現代的な規制（社会保障的施策）さえ、充分に發展させられて来なかつたという事情が、今日の複雑性を作り出していることであろう。ヨーロッパ風の現代福祉國家の經驗を持つことなしに、人々の權利、保護諸規定そのものが破壊されつつある現状を座視するわけにはいかなない、これが著者のスタンスでもあるだろう。例えば規制緩和の一環として取り上げられている労働法制における女子保護規定の撤廃問題はその端的な表現であろう。評者のような歴史研究に携わってきた者にとっては、一九二〇年代以来の女子保護規定の歴史から見て、今回の改革も規制緩和の名の下に展開されるのは、全く反動的でさえあると思われる。そして男子労働力の充用のあり方もまたそれに規定されて悪化するわけである。「変形労働時間制」の提起などはその証であろう。労働時間規制の緩和がこれを表現している。

そして著者の目は、以上に止まることなく、今日の「規制緩和ファシズム」の無視できない力として働いている要素こそは、日米構造障害協議（S I I、実はアメリカにとっての「構造障害」

のイニシアティブ）におけるアメリカの側の強い要求であることであろう。今日、「世界基準」「ワールド・スタンダード」に日本経済社会を沿わせることが、当然の至上命題であるかの論議が横行している。これに対して著者は要するにその内実がアメリカン・スタンダードの押し付けという意味をも色濃く内包していることを指摘している。評者はかつて『近代日本経済史』ミネルヴァ書房、一九九二年の現状分析部分で、日米構造協議やコメの自由化問題の本質を解説したことがあるが、基本的に支持したいと思う。ここでも独占的経済支配体制の狡猾ぶりが見られるが、実は自己の利益を追求する上で、撤廃したい規制を、アメリカ側から非難させて、即「国際世論」と言うことで実践していることがこの一〇余年間の一つのビヘイビアとなってきた感がするのには、本書を読む評者だけのことであろうか。

#### V 経済学と法学を架橋する

評者は、本書を読み進めてきて、著者の力弱き民衆の立場をいかに守り、かつ彼らのよりよい未来を切り開いていくか、そのためには社会学者として何が出来るかといった問いを常に意識し

た強烈で真摯な態度に共感しつつ、では評者のような経済学研究  
者から一体どのようにこの問いを受けて立てばよいかということ  
を、今、考えてみようと思う。評者は著者が規制緩和の合唱を  
リードした学問的装いはアメリカのシカゴ学派の経済学にあると  
いう至当な批判を行っていることをさらに広げて考えてみる必要  
に迫られている。それは経済学のこれまでの基調が近代経済学で  
あれ、マルクス経済学であれ、ともに経済効率主義、経済効率論  
の呪縛から解放されていない問題性を感じる。

宇沢弘文氏が述べるように、近代経済学はもとよりであるが、  
マルクス経済学の場合さえも、いかに日本の近代化を実現するか  
という論議をしばしばしてきたわけであるから、広義の効率主義  
発展主義を立脚点としてはいいのだろうか。もう少し、補ってお  
くことにしよう。マルクス主義の経済学は日本では、一方で西欧  
社会に比しての近代化の遅れを問題にして、その謎を解くことに  
腐心して「前近代性」⇨封建制論を構築してきた。他方でアジア  
社会唯一の帝国主義国家となったことに着目して、他のアジア諸  
国に比しての「進歩性」を説明してきた。特に後者はここ数十年  
の歴史研究で問題が多いことが知られてきたが、何れにせよ、こ  
れらの視座は著しく経済主義的で微妙にキャッチアップの論理を

#### 現代日本社会と規制緩和の論理

介して、効率性願望に傾斜する可能性を秘めてきた。日本サクセ  
ス・ストーリーの誕生である(拙稿「日本資本主義論争に関する  
若干の覚書」『静岡大学経済研究』三巻一号、一九九八年)。

評者も近年、自己の経済学の研究姿勢にそのような限界を感じ  
ることがしばしばである。その点では著者の真摯な態度を学び尽  
くしたいと考えている。近代経済学者の宇沢弘文氏が、農業、医  
療、教育⇨人格形成、環境などは、この効率主義に最も馴染まな  
いものであるにも拘わらず(社会的共通手段)、経済学はそこに  
さえ経済学的手法を講じて政策論議に走ってきた、この在り方は  
問い直すべきだと強調している(『二〇世紀を超えて』岩波書店、  
一九九三年、『日本の教育を考える』岩波書店、一九九八年、『ゆ  
たかな国をつくる』岩波書店、一九九九年など)。評者はこうし  
た意識改革がいかに重要であるかを、本書を読みながらあらため  
て感じさせられてきている。

さて経済研究者の一人としての評者は、本書に学んで、なお次  
のような論点を検討すべきではないかと感じている。第一に、日  
本社会の官僚支配的体質が、高度に突き詰められた(後藤道夫・  
渡辺治らに従って「煮詰められた」というのが適切かも知れない)  
資本主義の実現を図るべく「規制」を創出してきたために、一般

的な「市民感情」としても「規制を撤廃せよ」という合唱に唱和しやすい風土を形成してきたことも目配りをする場合、著者の表現から一体どのようにして本書の主張を広範な人々の意識に換えていくかというルートを著者はどのように考えているのであろうか。評者として是非ともお聞きしたい問題の一つである。「そんなこと、頑張って言い張るしかないよ」という言葉が返ってきそうではあるが。

第二に、シカゴ学派的装いを凝らした、規制緩和の合唱に對抗する上で、なお解くべき課題がありそうである。それはアメリカン・スタンダードとは言え、国際的な市場原理万能であるかのような風情のあるグローバル化した資本活動の強烈なベクトルが働いている現在、客観的には彼らの力による規制緩和、すなわち彼らの支配領域の一層の拡大化を目指す動向をとどめる政策的展開が求められているのではないかということである。その見通しを是非とも解明するべきではないであろうか。例えば、国際金融市場での横暴を極める金融資本によるデリバティブ取引に対抗して、国際規制を創出して、余剰の資金をカジノ的に活用することを嚴重に禁止し、かつ余剰資金を国際管理して、資金過小の貧困地域に振り向けて、世界的なレベルアップを図ることで新たな需

要創出（環境政策などのための投資への援助）を実現して世界的経済不安を解消するといったことも、空想的に聞こえるかも知れないが考えられてもよいのではないだろうか。例えば、相当に大幅な課税を徴収することで国際カジノの金融活動を規制し、それを原資として国際援助を図るなども考えられよう（当然と言えは当然過ぎるが、近年、ようやくこうしたカジノ化した世界資本主義と金融活動の国際的規制の必要性が国際諸機関で問題視されてきている）。実際、一九七〇年代の第一次石油危機に端を発した途上諸国の資源恒久主権の要求が、七四年の国連特別総会での宣言に結実した事実や、世界諸国民の要求闘争の中から、国家間の組織体である国連に非政府組織（NGO）の参加を認める動きが登場するなどの原理の転換、修正が行われてきた事実から見ても（坂本義和『相対化の時代』岩波書店、一九九七年）、国際金融資本の横暴な活動に対する規制の政策論を提起することもまた観念論とは言えない現実的意味を持つものと考えてよいように思われるのである。この点で、小品ながらも明確な方向性をもって論じられた伊東光晴氏の最近著『経済政策』はこれよりいか一現代経済と金融危機―（岩波書店、一九九九年二月）は、いわば浅薄なアメリカ仕込みの日本の経済学者の多数がいかに数理主義的

な規制緩和万能論を論壇で振りかざしているかを余すところなく批判しているのに、大いに励まされる思いがするし、伊東氏の近代経済学への貢献が大きいだけに説得性を感じさせられる。なおここで敢えて付け加えておくべきは、直ぐ上に述べた日本の「規制緩和」、自由市場万能の風潮に関して、既に西欧諸国では一歩先んじての反省が生まれ、政権政党も保守党派から社会民主主義諸党派に移行して、社会のセイフティネットの形成へと政策基調を徐々に移し始めたことであり、また旧社会主義諸国での熱狂的な市場万能主義も近年ではジグザグをたどりつつも反省の契機を生み出し始めたことであろう。そればかりか、日本に対して規制緩和、市場原理万能を一方的に押しつけてきた観のあるアメリカでさえも第一期クリントン政権が民主党に依拠しつつもその前の共和党的新自由主義の基調を継承していたが、第二期はさすがに「民主党より」と評される新自由主義からセイフティ・ネットへの関心を示し始めていることである。まさに本間氏が本書で強調してやまない日本の規制緩和政治のドンキホーテぶりがここに示されているのかも知れない。社会のセイフティ・ネットの意味に関して金子勝『市場と制度の政治経済学』（東京大学出版会、一九九七年）および金子勝編『現代資本主義とセイフティ・ネット

ト―市場と非市場の関係性』（法政大学出版局、一九九六年）が適切な問題提起を行い、金子らはそれらを背景に「経済再生への対抗提案―政府・経済戦略会議路線では危機を脱せない」(『世界』一九九九年一月号)という魅力的な問題提起を行っている。

国内的にも同様な問題解決策が求められているだろう。要するに、一九七〇年代以降の世界経済の低迷の中で登場したハイテク技術がそれまで中小工業で展開されていた分野への大独占体の進出を可能とし、また金融活動でも大銀行、地方中小銀行、信用金庫等といった「棲み分け」が意味を失ってきただけの状況が、ついには業種別の垣根を撤廃せよという動きを作り出し、ここでも規制緩和こそが至上命題であるかのような状況が生まれているわけであるが、果たしてその意志を正当として容認できるのかどうか、ちょうど大型店舗問題と同様に、あちこちで生じているわけであるから、まさに経済学と経済法学との架橋による新たな「規制必要論」を積極的に打ち出すべき段階ではないかと考えている。この点に関して、規制緩和という用語法の問題を改めて検討すべきであろう。アメリカ側は日本に対して「規制緩和」というゆるま湯的な用語法が問題であり、むしろ規制撤廃とせよ」と主張している(鶴田俊正『規制緩和』筑摩新書、一九九七年を参照)。

しかし物事の本質の意味連関を考慮すれば、それは「規制改革」Regulatory Reformというべきだとの同僚野方宏氏「小売業における規制と規制緩和：大店法を中心にして」（静岡大学『経済研究』三巻二号、一九九八年一月）には賛成である。もっともこの主張でも、求められている課題がそうであるにせよ、現実に行っている政策手法に対しては必ずしも適切な評価とは言えない部分を含むであろう。なぜならば、ご都合主義的「規制緩和」政策は具体的に実施されている部分では規制撤廃の害悪をまき散らしているからである。その限りではアメリカ通商当局の要求している上の認識もあながち不適切とは言えない部分を含んでいるからである。

第三に、著者には余りにも当然のことであろうが、市場原理万能論に對置して、市場と規制の相互関連性を積極的に形成していくことが必要になっているであろう。より多く経済学の側の課題であることは言うまでもないが、著者のように該博な法理論を駆使する研究を力にしての問題提起が必要というわけである。評者は、新たな意味で、マルクス主義の経済学とケインズ経済学の初発の問題に、今一度立ち返っての検討が求められる気がしている。一九三〇年代のケインズ理論が、「死んだ」と言われたのは一度

や二度のことではなかったように思う。現代的なその読み返しが「新自由主義」という旧態依然たる市場万能論的規制緩和論に對決する上で、また必要になってきたし、マルクス経済学のレーニンによる過渡期経済論や新経済政策（ネップ）の読み返しが必要かも知れない。実は評者の著した清沢冽の世界恐慌期分析にもそのような視座が宿っていたように思う。評者はそのような意識も手伝って、あの仕事に取り組んだ（拙著『清沢冽の政治経済思想』御茶の水書房、一九九六年、拙編・解説『清沢冽選集』全八巻、日本図書センター、一九九八年）。この点に関して、イギリスの経済史家エリック・ホブズボウム（Eric Hobsbawm）の遺著となった *Age of Extreme: The Short Twentieth Century 1914-1991, 1994*（『短い』二〇世紀の歴史）上・下、三省堂、一九九六年）の最終章が極めて印象的である。彼は言う。人類は市場原理万能を乗り越えて、環境問題に端的に提起されている国際的な公的規制力を創出しなければ、地球の危機を招く、そのような地点にあることに目を見開くべきだといひ、それを無視しては人類の未来は暗黒となると言い残して世を去った。この点で、ヘッジファンドやデリバティブに深くコミットしてきたジョージ・ソロスが国際金融活動に対する適切な規制を必要とすることを強



調してゐるのも興味深い(ジョージ・ソロス(George Soros)「大原進訳」『グローバル資本主義の危機』The Crisis of Global Capitalism, 1998 日本経済新聞社、一九九九年)。

第四に、日本国家が当面する「規制緩和」の動向の中で、評者が気になってゐる今一つの論点として、「規制緩和」が実は、日本では官僚機構の恣意性ある行政内容を拡充することの危険性である。評者も著者も深く関わってきた文教政策、なかならずく大学政策の実施の場に具体的に捉えると、一九九一年度以降の「大学設置基準の大綱化」の動向はまさに専門的学術研究と教育の体系性に対して、恣意性の高い名称の分野設定が図られてきたり、教育水準の一定性を保持すべき基準そのものが「大綱化」の名の下に、恣意的運用に委ねられ、結果として、大学生としての十全の学識を提供しないで社会に送り出すといった状況が創出され、大学人の中でも教育責任への顧慮を充分に行うことが希薄化するという傾向が、近年ますます強まっていると思われる。きつとそういう動向が私たち研究者の素質、学識の低下をも招き、ひいては次代の研究者のレベルをも規定することになるであらう。そしてこのような官僚の恣意性が、一層進むことで、より強大な社会の支配層による恣意的で主観的な行政への影響力が強められてい

くと感じている。恐らく同様な傾向が他の諸分野でも生じているのではないであらうか。こうした問題性の解明と分析、そしてそれを止める力を具体的にいかに構築していくかといった課題は差し迫っているのではないかと、評者は考へている。特に一九九八年一〇月に大学審議会が答申「二一世紀の大学像と今後の改革方策」を受けて提案された一九九九年三月の国立学校設置法等の「改正」法案を見ても、この感は拭えない。つまり法案では大枠での改訂が提示されているだけでその詳細は「省令による」形で改革内容が提示されるという代物である。これでは国会の議決を経ない省令及び省令施行規則と言つた法的拘束力を持つた行政権限の拡張が意図されているとしても過言ではあるまい。評者は例えば、いかなる高等教育が提供されるかという課題そのものは、多様性を前提とするとはいへ、国民教育の課題であり、高等教育機関であることの基本を次代の主権者に均等に提供するという責務を国家として負うべきものと考えている。その意味では教育権、人権論の問題でもあるであらう。少し話題がそれるようではあるが、この報告の決定的な問題点は各大学に「競争的環境の下で光り輝く個性を」と称して、科学技術創造立国をめざす国策への大学の奉仕を呼びかけていることである。まずここに言う「競争的環境」

とはそれぞれの大学の全国的位置をよく認識して、それが大学院大学として、また市民教養向けの大学としてそれぞれに自己認識を持って、その枠内での「競争的環境」を利用して「活性化」せよと、呼びかけていることである。これでは大学の格差的構造のいっそうの固定化に力をかすことになり（座談会大学院大学化をめぐって）『日本の科学者』一九九八年五月号における筆者の発言）、かつ大学という高等教育機関を真理探究の場としての、かつ民主主義的人格を持った幅広い教養の人材を育成すべき社会的責務を放棄して、もっぱら企業戦略への奉仕者として生きることを要請するという偏狭な大学観を露呈するに過ぎないのであり、国内的にも全地球的にも問われている環境問題や、弱者と貧困問題への取り組み、セイフティ・ネット構築への貢献、ジェンダー、民族差別といった緊急の課題に何ら応えるものではない。この点一九八八年度ノーベル経済学賞を受賞したインド人経済学者アマールティア・セン教授の受賞講演（新たな国際金融システムと開発戦略の構築に向けて）『エコノミスト』一九九九年三月二三日号）やユネスコの一九九八年の二二世紀高等教育世界宣言（ユネスコ本部のホームページに英文正本が掲載されている。文部省も当然この宣言作成の会議に参加しているが、文部省ホームページには

他のユネスコ関連資料は掲載されているものの、一九九九年五月時点でお掲載されていない。想像するに日本の大学政策との相当の乖離を自ら意識してのものではなからうか。またこの宣言と不可分離の一九九七年ユネスコ「高等教育職員に関する勧告」も文部省は無視している。これも科学研究には安定雇用形態の必要性がうたわれていることと、文部省が推進している大学教員任期制との乖離が見られるからであろう）とは大いに異なった内容であろう。ここにわざわざ大学審議会報告を論じることになったのは、いかに「新自由主義」的思想が教育面にまでも害悪を投げかけているかを知るためである。先に見た宇沢弘文氏が口を極めて、環境問題、農業と並んで教育を競争原理になじまないものであることを強調していたのも、この報告に照らして頷けるものがあるう。

第五に、上にも教育に例証を見ながら述べてみたように、規制緩和論が基本として経済学のフレームで効率主義的解釈を優先させて、その政策基調の正当化が図られてきた現状に対して、評者の経済学分野からの伝統的なアプローチでは十分には解けないことであるが、法学、人権論の視角からの問題提起と検討、分析が一層求められていることを本書を読んで強く感じさせられたので

あった。規制緩和が「新自由主義」という表現であろうがなからうが、それを根拠にしつつ実践的には一九世紀以前への舞い戻りの論理（巨大独占、多国籍企業の下での）を内包しつつ、現代資本主義の新たな搾取領域の拡大のための正当化に使われている事態に対抗して、まさに人権論、権利論と言った視角は、人々の闘争の歴史的所産として形成されてきたという重みを今一度想起したいと考えるのは、本書を読んでの今もう一つの収穫であった。そしてまさに経済学的正当化が図られて実践されている規制緩和と対抗するためには、法学と経済学の相互浸透を図りつつ、共同作業を行うことの必要性を示している点に本書の意義が認められるように思った。

従来の経済学の論理では、やはり経済的効率主義に傾斜した論理が支配的であったことは否みがたい。しかし今日の地球規模で展開している諸事態と今の日本で今まさに生じている規制緩和の論議にも見られる諸事実の内に評者は改めて経済学の論理と経済学の論理を結び合わせ、かつ人々の生活に目を向けた施策の方向付けが問われていると感じている。そしてそれらを考える上で、既に述べたように、近年西ヨーロッパ諸国で起きている新自由主義的手法への反省から社会民主主義政権が登場しているという事

実をも踏まえるならば、今、日本で展開している「規制緩和ファシズム」の止めどもない動向への批判的再検討が求められていると考えるのはおそらく本書を読む評者のみの感懐ではあるまい。これはきつとポリティカル・サイエンスとしての経済学と法学の再興にとって貴重な基盤となるような思いを持っている。実はこの一文では著者が市民主義的福祉国家建設の対抗戦略を掲げている論点に関しての検討はとうとう遂に果たさぬままに終わることを著者にお詫びしなければならない。筆者の能力の限界を超える問題であり、別の言い方が許されるならば、著者のように「対抗戦略」を提起しないとしても、筆者のように経済学の立場からの基本的問題点の点検が果たすことができれば、一応この問題への手がかりを考えることが可能ではないかという認識を持っている。何れにせよ、とりとめもない、しかもその多くは模索に止まる話題をまき散らして、評者の書評らしからぬ、感想を述べさせていただきます。この点も著者にご寛恕をこいねがう次第である。

末尾ながら以上、縷々述べてきたことに関して、つぎの著作を参考にご覧いただきたい。P・S・テンブシー & A・R・ゲーツ（吉田邦郎ほか訳）『規制緩和の神話―米國航空機輸送産業の経験』日本評論社、一九九六年。

【そえがき】本稿は、一九九八年七月二一日の静岡大学人文学部法学科研究会での筆者の本間氏の著書に関する書評研究会での報告を基礎とした。私のような門外漢に意見開陳の場を提供して下さり、かつ本誌への投稿を許していただいた法学科の研究仲間改めて謝意を表しておきたい。

（一九九八・七・三〇、一九九九・四・二五補訂）